

令和3・4年度

越生町入札参加資格審査

申請要領

建設工事

設計・調査・測量

土木施設維持管理等

建設資材・物品等

埼玉県入間郡越生町

令和3・4年度越生町入札参加資格審査申請要領

建設工事、設計・調査・測量、
土木施設維持管理、建設資材・物品等

申請の概要

- 1 審査基準日
建設工事の場合は、申請日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された審査基準日。
上記以外の場合は、申請日前直近の決算日。（決算が終了したもの。）

- 2 受付期間

令和3年2月1日(月)～令和3年2月26日(金)

- 3 提出方法 郵送（必着） または 持参

- 4 受付時間（持参の場合のみ）

①午前9時～11時30分

②午後1時～4時30分

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

- 5 提出場所 越生町役場 企画財政課 管財担当

- 6 申請様式（越生町独自様式）

- ◇越生町ホームページにてダウンロードができます。
- ◇越生町役場企画財政課窓口にて配布します。

- 7 提出先（問い合わせ）

〒350-0494

埼玉県入間郡越生町大字越生900-2

越生町役場 企画財政課 管財担当

電話 049-292-3121 内線 225・226

I 共 通

1 資格審査申請対象者

(1) 対象契約

令和3・4年度において、越生町（公営企業・教育委員会等を含む）が締結する（2）に掲げる契約の競争入札（一般競争入札を含む）に参加を希望する者は、必ず入札参加資格審査申請書を提出してください。

(2) 対象業務

- ア 建設工事：建設工事の請負契約
- イ 設計・調査・測量：建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託契約
- ウ 土木施設維持管理等：道路、河川、施設等の維持管理業務、及び
その他一般的な業務の委託契約
- エ 建設資材・物品等：建設資材・物品等の納入契約

2 申請できない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、町の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により、町の指名競争入札に参加させないこととされた者

(2) 建設工事について申請する場合、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による**許可**を受けていない者
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による**経営事項審査**（申請日現在で有効なもの。）を受けていない者
（経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）

(3) 設計・調査・測量の測量業務について申請する場合で、測量法第55条第1項の規定による**登録**を受けていない者は、申請できません。

3 資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間です。

Ⅱ 建設工事

1 次の書類を提出してください。各様式と添付書類は番号順に並べ、クリップ等で綴じたうえ、提出してください。

書 類 名	備 考
(1) 指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事） （様式第1号）	越生町独自様式
(2) 委任状（建設工事） （様式第2号）	代理人を置く場合のみ 越生町独自様式
(3) 建設業の許可を受けた営業所一覧表（建設工事） （様式第3号）	越生町独自様式
(4) 直前2年の各決算期の完成工事高（建設工事） （様式第4号）	越生町独自様式
(5) 工事経歴書（建設工事） （様式第5号）	越生町独自様式
(6) 技術職員名簿（建設工事） （様式第6号）	越生町独自様式
(7) 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書 （様式第7号）	越生町独自様式
(8) 身分(元)証明書の写し及び住民票の写し	※個人のみ
(9) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し	※法人のみ
(10) 申請日現在有効な建設業の許可通知書の写し 又は許可証明書の写し	
(11) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
(12) 社会保険等の加入確認資料の写し	※経営事項審査申請後に社会保険等に参加した場合のみ
(13) 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	加入している場合のみ
(14) 建設業退職金共済組合の加入履行証明書	加入している場合のみ
(15) 官公需適格組合資格審査数値計算表	官公需適格組合のみ
(16) 役員名簿及び組合員名簿	協同組合等のみ
(17) ISO認証取得登録証の写し(ISO9001、9002、14001)	認証取得している場合のみ
(18) 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の 納税証明書の写し	個人→「その3の2」 法人→「その3の3」
(19) 町税納税証明書（完納証明書）	町内に住所を有する業者
(20) 指名競争入札参加資格者台帳（建設工事） （様式第8号）	2部提出
(21) 電算入力票（基本情報）	越生町独自様式
(22) 電算入力票（建設工事）	越生町独自様式

ア 楷書ではっきりと記入してください。

イ 提出書類は全て、A4サイズに統一してください。

ウ (様式第3号) ~ (様式第6号) は、所定の記載内容を満たしていれば、既存の様式での提出も可能とします。

エ 書類は、表に掲げた順にそろえて綴じてください。

オ 郵送の場合、受付票 (A4用紙1枚) を返送するために必要な、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ A4判ファイルの提出は不要です。

2 提出書類についての注意事項

- 登録希望業種は、5業種以内です。
- 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書
 - ・申請事業所の所在地に関わらず、全ての事業者が対象となります。
- 身分(元)証明書の写し及び住民票の写し
 - ・個人事業主のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に本籍地の市町村長が発行し、現状を反映しているもの。
- 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し
 - ・法人のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に発行され、現状を反映しているもの。
- 申請日現在有効な建設業の許可通知書の写し又は許可証明書の写し
 - ・許可通知書の写し又は許可証明書の写しのどちらか一方を提出してください。
 - ・申請日現在有効な許可についてのもの(全業種分)
- 申請日現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し
 - ・申請する業種についてのもの
 - ・申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの
- 社会保険等の加入確認資料の写し
 - ・社会保険等の加入を資格要件としています。
 - ・社会保険等とは「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。
 - ・社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認します。
全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合
→「社会保険等に参加している」とします。
いずれかの社会保険等の加入状況が「無」の場合
→「社会保険等に未加入」とします。
 - ・経営事項審査後に社会保険等に参加した場合
次の(ア)から(ウ)に掲げる「申請日現在に、社会保険等に参加されていることが確認できる資料」を提出した場合は「社会保険等に参加している」とします。

(ア)健康保険(領収書の写しは、最新のものに限り)

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし(※欄外参照)

※年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組

合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ)厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※上記(ア)(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

- a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）
- b 「適用通知書」の写し

(ウ)雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写しと領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写しと領収書の写し

※上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
- b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し
- c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の（ア）から（ウ）の書類が提出できない場合は、別途、猶予制度の許可書または申請書等の写しで特例を受けている旨の書類を提出してください。

- 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
 - ・加入している場合のみ提出してください。
- 建設業退職金共済組合の加入履行証明書の写し
 - ・加入している場合のみ提出してください。
- 役員名簿及び組合員名簿
 - ・協同組合、協業組合、企業組合等のみ提出してください。
 - ・申請日現在の名簿を提出してください。
 - ・役員氏名、組合員名、代表者氏名及び営業所所在地を記載してください。
- 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
 - ・申告先の税務署が発行する納税証明書を提出してください。
 - ・個人の場合は、納税証明書様式「その3の2」での提出となります。
 - ・法人の場合は、納税証明書様式「その3の3」での提出となります。

- ・免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。
- ・提出しない場合、申請は受理しません。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度の特例を受けていて、上記の書類が提出できない場合は、別途、猶予制度の許可書または申請書等の写しで特例を受けている旨の書類を提出してください。

○ 町税納税証明書（完納証明書）

- ・町内に住所を有する業者につきましては、越生町が発行する町税納税証明書（完納証明書）を提出してください。
- ・個人の場合・・・代表者名義での納税証明になります。
- ・法人の場合・・・法人名義での納税証明になります。
- ・申請者が本人または同居の親族の場合は、身分証明（運転免許証、健康保険証など）が必要となります。
- ・申請者が本人または同居の親族以外の場合は、委任状または代理人選任届が必要となります。

○ 指名競争入札参加資格者台帳（様式第8号）・・・・・・・・・・2部提出

- ・必要事項を記入し、提出してください。

※ 1部が受付票となります。

郵送の場合、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は受付票を返信いたしません。

○ 電算入力表

- ・必要事項を記入し、提出してください。

○ 書類は、順にそろえてクリップ等で綴じてください。

（A4判ファイルは不要です。）

3 一般共同企業体の場合

- ア 申請書
- イ 協定書
- ウ 各構成員の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 委任状

4 官公需適格組合の証明を受けている組合の場合

- ア 官公需適格組合証明書の写し
- イ 5以内の組合員の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ウ 官公需適格組合資格審査数値計算表

5 官公需適格組合資格審査数値計算表

- ・官公需適格組合資格審査数値計算表の記入例です。
- ・最終ページの別紙をコピーのうえ、組合と5以内の組合員の経営事項審査の総合評定値通知書から数値を転記してください。

記入例

別紙

官公需適格組合資格審査数値計算表

組合の名称 **〇〇建設業共同組合**

No.	商号又は名称	業 者 番 号	年間平均完成			自己資本額 (千円)			建設業 従 事 職員数	経営 状況 評点	社会性 評 点								
			工事高 (千円)																
1	〇〇建設業共同組合	11-2-123456	1	0	9	8	7	6	8	7	6	1	1	7	2	0	7	5	0
2	△△建設株式会社	11-2-112345				8	7	6	5			9		7	1	0	7	4	0
3	□□工業有限公司	11-2-111234				8	7	6	5			7		7	0	0	7	3	0
特例適用後数値						2	0	6	2	9	5			2	7		7	1	0

No.	建設工事の種類別年間平均完成工事高																													
	① 土木工事一式					② 建築工事一式					③					④					⑤									
1	1	0	0	0	0						9	8	7	6																
2						-					8	7	6	5																
3	8	0	0	0	0						7	6	5	4																
特例 数値	1	8	0	0	0						2	6	2	9	5															

※経営事項審査を受けていない業種については、「- (ハイフン)」としてください。

No.	建設業の種類別技術職員数																	
	1級			2級			他			1級			2級			他		
1	3	2	3	1	0	3												
2	-	-	-	0	1	2												
3	1	1	3	0	1	1												
特例 数値	4	3	6	1	2	6												

※経営事項審査を受けていない業種については、「- (ハイフン)」としてください。

Ⅱ 設計・調査・測量

1 次の書類を提出してください。各様式と添付書類は番号順に並べ、クリップ等で綴じたうえ、提出してください。

書 類 名	備 考
(1) 指名競争入札参加資格審査申請書(設計・調査・測量) (様式第9号)	越生町独自様式
(2) 委任状(設計・調査・測量) (様式第10号)	代理人を置く場合のみ 越生町独自様式
(3) 営業所一覧表(設計・調査・測量) (様式第11号)	越生町独自様式
(4) 直前2年の各決算期の業務実績高(設計・調査・測量) (様式第12号)	越生町独自様式
(5) 業務経歴書(設計・調査・測量) (様式第13号)	越生町独自様式
(6) 技術職員名簿(設計・調査・測量) (様式第14号)	越生町独自様式
(7) 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書 (様式第15号)	越生町独自様式
(8) 身分(元)証明書の写し及び住民票の写し	※個人のみ
(9) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し	※法人のみ
(10) 申請日現在有効な登録通知書の写し 又は登録証明書の写し	
(11) 役員名簿及び組合員名簿	協同組合等のみ
(12) ISO認証取得登録証の写し (ISO9001、9002、14001)	認証取得している場合のみ
(13) 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の 納税証明書の写し	個人→「その3の2」 法人→「その3の3」
(14) 町税納税証明書(完納証明書)	町内に住所を有する業者
(15) 指名競争入札参加資格者台帳(設計・調査・測量) (様式第16号)	2部提出
(16) 電算入力票(基本情報)	越生町独自様式
(17) 電算入力票(設計・調査・測量)	越生町独自様式

ア 楷書ではっきりと記入してください。

イ 提出書類は全て、A4サイズに統一してください。

ウ (様式第11号)～(様式第14号)は、所定の記載内容を満たしていれば、既存の様式での提出も可能とします。

エ 書類は、表に掲げた順にそろえて綴じてください。

オ 郵送の場合、受付票(A4用紙1枚)を返送するために必要な、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ A4判ファイルの提出は不要です。

2 提出書類についての注意事項

- 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書
 - ・申請事業所の所在地に関わらず、全ての事業者が対象となります。
 - 身分（元）証明書の写し及び住民票の写し
 - ・個人事業主のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に本籍地の市町村長が発行し、現状を反映しているもの。
 - 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し
 - ・法人のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に発行され、現状を反映しているもの。
 - 申請日現在有効な登録通知書の写し又は登録証明書の写し
 - ・測量業者登録、建築士事務所登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、建設コンサルタント登録、不動産鑑定士業者登録、計量事業者登録及び土地家屋調査士登録について登録している場合は、それぞれの登録通知書の写し又は登録証明書の写しのどちらか一方を提出してください。
 - ・申請日現在有効な登録について、すべて提出してください。
 - 役員名簿及び組合員名簿
 - ・協同組合、協業組合、企業組合等のみ提出してください。
 - ・申請日現在の名簿を提出してください。
 - ・役員氏名、組合員名、代表者氏名及び営業所所在地を記載してください。
 - 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
 - ・申告先の税務署が発行する納税証明書を提出してください。
 - ・個人の場合は、納税証明書様式「その3の2」での提出となります。
 - ・法人の場合は、納税証明書様式「その3の3」での提出となります。
 - ・免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。
 - ・提出しない場合、申請は受理しません。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度の特例を受けていて、上記の書類が提出できない場合は、別途、猶予制度の許可書または申請書等の写しで特例を受けている旨の書類を提出してください。
- 町税納税証明書（完納証明書）
 - ・町内に住所を有する業者につきましては、越生町が発行する町税納税証明書（完納証明書）を提出してください。
 - ・個人の場合・・・代表者名義での納税証明になります。
 - ・法人の場合・・・法人名義での納税証明になります。
 - ・申請者が本人または同居の親族の場合は、身分証明（運転免許証、健康保険証など）が必要となります。
 - ・申請者が本人または同居の親族以外の場合は、委任状または代理人選任届が必要となります。
 - 指名競争入札参加資格者台帳（設計・調査・測量）（様式第16号）・・・2部提出
 - ・必要事項を記入し、提出してください。

※ 1部が受付票となります。

郵送の場合、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は受付票を返信いたしません。

- 電算入力表
 - ・ 必要事項を記入し、提出してください。
- 書類は、順にそろえてクリップ等で綴じてください。
(A4判ファイルは不要です。)

Ⅲ 土木施設維持管理等

1 次の書類を提出してください。各様式と添付書類は番号順に並べ、クリップ等で綴じたうえ、提出してください。

※ 建築物の維持管理等についても、下記書類により提出してください。

書 類 名	備 考
(1) 指名競争入札参加資格審査申請書(土木施設維持管理) (様式第17号)	越生町独自様式
(2) 委任状(土木施設維持管理) (様式第18号)	代理人を置く場合のみ 越生町独自様式
(3) 営業所一覧表(土木施設維持管理)(様式第19号)	越生町独自様式
(4) 直前2年の各決算期の業務実績高(土木施設維持管理) (様式第20号)	越生町独自様式
(5) 業務経歴書(土木施設維持管理)(様式第21号)	越生町独自様式
(6) 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書 (様式第22号)	越生町独自様式
(7) 登録(許可)証明書の写し	
(8) 身分(元)証明書の写し及び住民票の写し	※個人のみ
(9) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し	※法人のみ
(10) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	※建設工事も申請している場合
(11) 社会保険等の加入確認資料の写し	※経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合 ※建設工事を申請しない場合
(12) 社会保険等への加入適用除外報告書兼誓約書 (様式第23号)	越生町独自様式
(13) 役員名簿及び組合員名簿	協同組合等のみ
(14) 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の 納税証明書の写し	個人→「その3の2」 法人→「その3の3」
(15) 町税納税証明書(完納証明書)	町内に住所を有する業者
(16) 指名競争入札参加資格者台帳(土木施設維持管理) (様式第24号)	2部提出
(17) 電算入力票(基本情報)	越生町独自様式
(18) 電算入力票(土木施設維持管理・業務委託)	越生町独自様式

ア 楷書ではっきりと記入してください。

イ 提出書類は全て、A4サイズに統一してください。

ウ (様式第19号)～(様式第21号)は、所定の記載内容を満たしていれば、既存の

様式での提出も可能とします。

エ 書類は、表に掲げた順にそろえて綴じてください。

オ 郵送の場合、受付票（A4用紙1枚）を返送するために必要な、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ A4判ファイルの提出は不要です。

2 提出書類についての注意事項

- 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書
 - ・申請事業所の所在地に関わらず、全ての事業者が対象となります。
- 登録（許可）証明書の写し
 - ・営業に関し必要な場合のみ提出してください。
- 身分（元）証明書の写し及び住民票の写し
 - ・個人事業主のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に本籍地の市町村長が発行し、現状を反映しているもの。
- 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し
 - ・法人のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に発行され、現状を反映しているもの。
- 社会保険等の加入確認資料の写し
 - ・社会保険等の加入を資格要件としています。
「法令の既定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」は、別途「社会保険等への加入適用除外報告書兼誓約書」を提出してください。
 - ・社会保険等とは「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。
ア 建築工事も申請している場合
社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。
全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合
→「社会保険等に加入している」とします。
いずれかの社会保険等の加入状況が「無」の場合
→「社会保険等に未加入」とします。
イ 建築工事も申請し、経営事項審査後に社会保険等に加入した場合
次の(ア)から(ウ)に掲げる「申請日現在に、社会保険等に加入されていることが確認できる資料」を提出した場合は「社会保険等に加入している」とします。

(ア)健康保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※年金事務所健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事

務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ)厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※上記(ア)(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

b 「適用通知書」の写し

(ウ)雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写しと領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写しと領収書の写し

※上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

a 「雇用保険加入済確認願」の原本

b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の（ア）から（ウ）の書類が提出できない場合は、別途、猶予制度の許可書または申請書等の写しで特例を受けている旨の書類を提出してください。

ウ 建築工事を申請しない場合

上記イの（ア）から（ウ）に掲げる資料で「社会保険等の加入」を確認します。

○ 役員名簿及び組合員名簿

- ・ 協同組合、協業組合、企業組合等のみ提出してください。
- ・ 申請日現在の名簿を提出してください。
- ・ 役員氏名、組合員名、代表者氏名及び営業所所在地を記載してください。

○ 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

- ・ 申告先の税務署が発行する納税証明書を提出してください。
- ・ **個人の場合は、納税証明書様式「その3の2」での提出となります。**
- ・ **法人の場合は、納税証明書様式「その3の3」での提出となります。**
- ・ 免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。
- ・ 提出しない場合、申請は受理しません。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度の特例を受けていて、上記の

書類が提出できない場合は、別途、猶予制度の許可書または申請書等の写しで特例を受けている旨の書類を提出してください。

○ 町税納税証明書（完納証明書）

- ・ 町内に住所を有する業者につきましては、越生町が発行する町税納税証明書（完納証明書）を提出してください。
- ・ **個人の場合・・・代表者名義での納税証明になります。**
- ・ **法人の場合・・・法人名義での納税証明になります。**
- ・ 申請者が本人または同居の親族の場合は、身分証明（運転免許証、健康保険証など）が必要となります。
- ・ 申請者が本人または同居の親族以外の場合は、委任状または代理人選任届が必要となります。

○ 指名競争入札参加資格者台帳（土木施設維持管理）（様式第24号）・・・2部提出
・ 必要事項を記入し、提出してください。

※ 1部が受付票となります。

郵送の場合、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は受付票を返信いたしません。

○ 電算入力表

- ・ 必要事項を記入し、提出してください。

○ 書類は、順にそろえてクリップ等で綴じてください。

（A4判ファイルは不要です。）

IV 建設資材・物品等

- 1 次の書類を提出してください。各様式と添付書類は番号順に並べ、クリップ等で綴じたうえ、提出してください。

書 類 名	備 考
(1) 指名競争入札参加資格審査申請書(建設資材・物品) (様式第25号)	越生町独自様式
(2) 委任状(建設資材・物品) (様式第26号)	代理人を置く場合のみ 越生町独自様式
(3) 営業所一覧表(建設資材・物品) (様式第27号)	越生町独自様式
(4) 直前2年の各決算期の売上高(建設資材・物品) (様式第28号)	越生町独自様式
(5) 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書 (様式第29号)	越生町独自様式
(6) 登録(許可)証明書の写し	営業に関し必要な場合のみ
(7) 身分(元)証明書の写し及び住民票の写し	※個人のみ
(8) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し	※法人のみ
(9) 役員名簿及び組合員名簿	協同組合等のみ
(10) 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の 納税証明書の写し	個人→「その3の2」 法人→「その3の3」
(11) 町税納税証明書(完納証明書)	町内に住所を有する業者
(12) 指名競争入札参加資格者台帳(建設資材・物品) (様式第30号)	2部提出
(13) 電算入力票(基本情報)	越生町独自様式
(14) 電算入力票(建設資材・物品等)	越生町独自様式

ア 楷書ではっきりと記入してください。

イ 提出書類は全て、A4サイズに統一してください。

ウ (様式第27号)～(様式第28号)は、所定の記載内容を満たしていれば、既存の様式での提出も可能とします。

エ 書類は、表に掲げた順にそろえて綴じてください。

オ 郵送の場合、受付票(A4用紙1枚)を返送するために必要な、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ A4判ファイルの提出は不要です。

2 提出書類についての注意事項

- 個人住民税特別徴収実施状況報告書兼誓約書
 - ・申請事業所の所在地に関わらず、全ての事業者が対象となります。
- 登録（許可）証明書の写し
 - ・営業に関し必要な場合のみ提出してください。
- 身分（元）証明書の写し及び住民票の写し
 - ・個人事業主のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に本籍地の市町村長が発行し、現状を反映しているもの。
- 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し
 - ・法人のみ提出してください。
 - ・申請日前3ヶ月以内に発行され、現状を反映しているもの。

- 役員名簿及び組合員名簿
 - ・協同組合、協業組合、企業組合等のみ提出してください。
 - ・申請日現在の名簿を提出してください。
 - ・役員氏名、組合員名、代表者氏名及び営業所所在地を記載してください。
- 法人税または申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
 - ・申告先の税務署が発行する納税証明書を提出してください。
 - ・個人の場合は、納税証明書様式「その3の2」での提出となります。
 - ・法人の場合は、納税証明書様式「その3の3」での提出となります。
 - ・免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。
 - ・提出しない場合、申請は受理しません。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度の特例を受けていて、上記の書類が提出できない場合は、別途、猶予制度の許可書または申請書等の写しで特例を受けている旨の書類を提出してください。

- 町税納税証明書（完納証明書）
 - ・町内に住所を有する業者につきましては、越生町が発行する町税納税証明書（完納証明書）を提出してください。
 - ・個人の場合・・・代表者名義での納税証明になります。
 - ・法人の場合・・・法人名義での納税証明になります。
 - ・申請者が本人または同居の親族の場合は、身分証明（運転免許証、健康保険証など）が必要となります。
 - ・申請者が本人または同居の親族以外の場合は、委任状または代理人選任届が必要となります。
- 指名競争入札参加資格者台帳（建設資材・物品）（様式第30号）……2部提出
 - ・必要事項を記入し、提出してください。

※ 1部が受付票となります。

郵送の場合、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は受付票を返信いたしません。

- 電算入力表
 - ・必要事項を記入し、提出してください。
- 書類は、順にそろえてクリップ等で綴じてください。
(A4判ファイルは不要です。)

